

身寄りのない独居高齢者及び被保護者の死亡に伴う葬祭業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

本業務は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定により、本市が火葬を実施するものであり、受託業者は事業趣旨を十分理解し、その理解のもとでの業務の遂行に努めるものとする。

2 業務の内容

- ・遺体の引き取り、搬送、受託業者が用意する場所での安置
- ・死亡届の提出及び火葬場使用料の立替払い
- ・指定された日時に生駒市営火葬場に予約を行い火葬
- ・火葬後、骨上げ（小骨壺）をし、原則として無縁塚への納骨

3 期間

- ・契約締結日から令和8年3月31日まで

4 火葬の内容

- ・遺体引き取り場所 奈良県警察 生駒警察署（生駒市壱分町1091番地1）、奈良警察署（奈良市学園南3丁目9番22号）、奈良市大森町57番地の12）、奈良西警察署（郡山警察署（大和郡山市杉町250番地4）、西和警察署（北葛城郡王寺町葛下1丁目7番9号）、香芝警察署（香芝市畑2丁目1474番地1）又は生駒市内の高齢者宅や病院（遺体の解剖に伴う移送先の市外病院を含む）
- ・遺体引き取り日時 遺体引き取り依頼日又は依頼日の翌日の17時まで（引き取り時間はその都度協議することとします。）
- ・火葬の日時 遺体引き取り日の翌々日まで（引き取りから火葬までの間で、安置が必要な場合は、受託業者で安置をお願いします。なお、安置日数を延長する場合は、別途受託者と協議を行います。）
- ・火葬場所 生駒市営火葬場 生駒市東菜畑1-90
- ・見送りの方への対応 知人、支援者等から見送りの希望があった場合、対応をお願いします。なお、見送り希望者から事前に連絡をしていただくことを前提とします。

5 その他

- ◆ 上記内容のいずれの場合も同一の金額で業務を行うものとして、消費税を含めた金額であることを明記のうえ、その金額に火葬場使用料（生駒市火葬場条例第5条に規定する別表に定める額）を含めた合計金額の提示をお願いします。
- ◆ 上記条件以外の場合や遺体引き取り依頼時に受託業者と連絡がつかない場合は、発注者は別途見積もりを徴取する等により業者を選定することとします。
- ◆ 実績は、令和4年度2件、令和5年度9件、令和6年度9件（令和7年3月14日現在）です。

※参考

：墓地、埋葬等に関する法律第9条

「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

：生駒市火葬場条例第5条

第3条の規定により、使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより、使用料を前納しなければならない。

別表

火葬場使用料

区分	単位	使用料		備考	
		市内	市外		
火葬	大人(12歳以上の者)	1体につき	10,000円	80,000円	死亡者が死亡当時、本市住民であった場合及び人体の一部を失なった者が本市住民である場合のみ市内使用料を適用する。
	小人(12歳未満の者)	1体につき	5,000円	40,000円	
	死産児	1体につき	2,500円	25,000円	
	人体の一部	1個につき	1,700円	17,000円	
斎場	2時間以内		2,090円		2時間を超える場合は、1時間経過するごとに1,050円を加える。この場合1時間未満は、1時間とみなして計算する。

備考 この表の使用料の額(斎場に係るものに限る。)には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額を含む。